

令和5年度 国⽴市⽴国⽴第⼀小學校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童（生徒）の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国⽴市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）と一定の関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童（生徒）が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童（生徒）に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童（生徒）の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

- いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。
- 児童（生徒）をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。
- 教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。
- 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	自尊心・自己有用感を高める授業・行事を行い、児童の思いやりや信頼、助け合いの心を育てる。生活目標「ほかほか言葉を使おう。」「気持ち言葉を伝えよう」の推進。「SOS の出し方に関する教育」の実施。 構成的グループエンカウンターを活用した学級作りの実施。	スクールカウンセラーによる全員面談（4 月、5 年） 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。	発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童の安を全確保する。教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
児童（生徒）のいじめ解決に向けた主体的な行動	いじめに関する授業や日常の声かけの中で、児童がいじめについて自ら学び、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チク）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばせる。	ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。 アンケート調査を元に複数の教員で個々の聞き取りを行い、早期解決につなげる。 Q-U 調査を活用した実態把握を行う。	調査を実施し、いじめを受けた児童及び保護者に対して適切に情報提供をする。そして、調査結果を踏まえた必要な措置をする。
教員の指導力の向上と組織的対応	毎学期のふれあい月間（6 月、11 月、2 月）で「ふれあい月間実践シート」を全教員に配布し、具体的な取組を確認する。また、毎学期アンケート調査や児童の観察を行う。	教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。（学年会、生活指導部会、校内委員会、生活指導夕会での周知と情報共有）	市教委へ重大事態発生の報告をし、重大事態の調査組織を設置する。市教委へ調査結果を報告する。
保護者・地域・関係機関との連携	セーフティー教室「インターネットの安心・安全な使い方」（5年）を行う。 1学期保護者会（全体会）にていじめについて共通理解する場を設ける。	教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応する。（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、民生児童委員などとの情報交換）	関係機関・専門家等との相談・連携をする。 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携する。 市教委及び市長部局が実施する調査への協力する。

学校でのいじめ防止等のための組織

